



平成27年5月15日

各 位

会社名 株式会社協和日成
 代表者名 代表取締役社長 北村眞隆
 (JASDAQ・コード1981)
 問合せ先
 役職・氏名 取締役総務部長 山口雄司
 電 話 03-6328-5600

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の当社定時株主総会に付議することについて決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、変更案第28条第2項および第36条第2項の一部を変更するものであります。

なお、定款第28条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分であります。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| (取締役の責任免除) 第 28 条 <条文省略> 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 | (取締役の責任免除) 第 28 条 <現行どおり> 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 <条文省略></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> | <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 <現行どおり></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> |

3. 日程

| | |
|-------------------|----------------|
| 定款変更のための定時株主総会開催日 | 平成27年6月26日(予定) |
| 定款変更の効力発生日 | 平成27年6月26日(予定) |

以 上